

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年2月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200120号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200049号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年4月27日の標準賞与額を22万9,000円、同年7月13日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成30年4月27日及び同年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年4月27日及び同年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年4月27日  
② 平成30年7月13日

A社が支給した請求期間に係る賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届が提出されたため、請求期間の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録とされているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が提出した平成30年賃金台帳により、請求者は、事業主から請求期間①については22万9,430円、請求期間②については24万3,142円の賞与を支給され、当該賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。